

交通事故にあった時は届け出を

交通事故など第三者(相手方)の行為でけがをしたとき、相手からすぐ医療費などを負担してもらうことができない場合は、町に「第三者行為における傷病届」の提出をすることで、国民健康保険を使って医療機関を受診することができます。届け出する際は一度ご相談ください。

▶届け出が必要なケース

- ▷相手がいる交通事故
- ▷他人からの暴力行為
- ▷他人が飼っている動物に咬まれた

※相手から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保険が使えなくなりますのでご注意ください。

【物】▷国民健康保険資格確認書等

▷交通事故証明書

▷傷病届等必要な様式は窓口またはHPよりダウンロード

ダウンロードは
こちら



正しい整骨院・接骨院のかかりかた

整骨院や接骨院(柔道整復師)にかかる場合、国民健康保険から療養費としてその一部が支払われます。

ただし、柔道整復師による施術には、国民健康保険が使えない場合がありますので、適正な受診をお願いします。

▶保険が使えないとき

- ▷疲労性、慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- ▷脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術等

※請求の内容に誤りがないかを確認するために、柔道整復師による施術を受けた方に施術日や施術内容について町から照会することがあります。

国保資格取得・喪失には届け出が必要です

マイナ保険証をお持ちの方でも、新たに職場の健康保険に加入し国保を脱退する場合や、退職し職場の健康保険を抜けて国保に加入する場合は引き続き届け出が必要です。

【物】来庁者の本人確認書類・別世帯の方が手続きする場合は委任状

▶国保に入るとき

▷職場の健康保険の資格喪失証明書(資格喪失日の記載があるもの)

▶国保をやめるとき

▷新しく加入した健康保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」※国保をやめる方全員分

▷国保の資格確認書等

資格喪失の手続きは、郵送でも受け付けています。詳しくは、町HPをご確認ください。

詳しくは
こちら



領収書は大切に保管してください

令和7年度の国保医療費通知を2回に分けて発送します。

▶1回目 令和7年1～5月診療分(9月発送済)

▶2回目 令和7年6～10月診療分(令和8年2月発送予定)

令和7年11・12月診療分は、今年度の医療費通知には記載されません。

確定申告(医療費控除)に医療費通知を使用される予定の方は、領収書を大切に保管してください。発送済みの医療費通知を紛失された場合は、再発行が可能です(世帯主または同じ世帯の方のみ)。本人確認書類をお持ちのうえ、住民課窓口で手続きしてください。

町HP



【問】住民課 国保年金グループ ☎ 0247-62-2147

健康づくり講演会を開催しました
いまより10分動こう

10月4日に三春交流館まほらにおいて、福島県立医科大学リハビリテーション科の佐藤真理医師から「健康づくりの基礎基本」と題し、介護予防に役立つ口コモ度チェックや筋力維持の運動方法の講演がありました。

80歳代は20歳代の60%まで筋肉量が低下するため、いまより10分多く動くことや30分以上座り続けられないことなど、取り組みやすい健康づくりの方法を聞き、参加者の多くから「今後の生活に取り入れたい」と大変好評でした。

【問】保健福祉課 地域ケア推進グループ ☎ 0247-62-5110



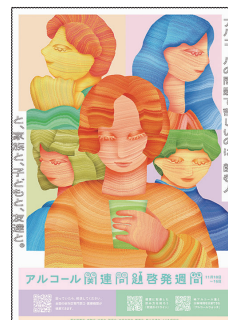
佐藤医師から指導を受ける受講者

アルコール関連問題啓発週間

11月10日(月)から16日(日)は、アルコール関連問題啓発週間です。

「アルコールの問題で苦しいのは飲む人。と、家族と、子どもと、友達と。」

家族だけで抱え込まず、ご相談ください。



【問】保健福祉課 地域ケア推進グループ ☎ 0247-62-5110

やってみよう!手話

動画を見ながら、気になった手話にチャレンジしてみましょう。

町HPから動画をチェックしてみましょう。

【手話サービスをご利用ください】

手話通訳が可能なタブレット端末を配置しています。

インターネットを介して手話通訳者とともに話を伺います。

利用可能時間/平日9:00～17:00

